

住民基本台帳閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、
令和6年1月1日から令和6年12月31日までの住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。

申出者	閲覧事由の概要	閲覧日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊札幌地方協力本部長	陸上自衛隊高等工科学学校の生徒に関する募集事務	4月23日	平成21年4月2日から平成22年4月1日 生まれの男性

担当部署：町民生活課町民生活 G 住民係